

泉南市業務量調査分析委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和5年2月

泉南市

1 目的

将来を見据えた、ICT導入等を推進するためには、現在どのような、どれだけの業務（業務の遂行体制・流れ、処理時間、業務の分析、特性、法的制約等の有無等）があるのかを把握することが重要である。

膨大する業務量に対する根本的な業務プロセスの見直しは、既存の業務状況を可視化し分析することで、職員の生産性アップや働き方改革に向けた業務改革に繋がるものである。結果的に市民サービスの向上が図られるとともに、効率の良い業務遂行が図られる自治体運営を行うことで、人口減少社会の中においても優位性のある自治体経営を目指す。

この要領は、「泉南市業務量調査分析委託業務」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

泉南市業務量調査分析委託業務

(2) 業務内容

別紙「泉南市業務量調査分析委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由等）に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者、又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものが、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定

を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項及び第19条第1項及び第30条第1項の規定による破産手続開始の申立てをしている者、又は破産手続開始の決定がされている者でないこと。
- (5) 泉南市暴力団等排除措置要綱(平成22年10月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (6) 過去5年の間に地方公共団体における本業務と同種又は類似業務の元請としての受託実績(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に着手、完了した業務)を有していること。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができるとともに、本業務を確実に遂行することができること。
- (8) 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

4 プロポーザルに係る日程

- (1) 実施要領公表 令和5年2月6日(月)
- (2) 質問受付期間 令和5年2月6日(月)～2月13日(月)午後3時まで
- (3) 質問に対する回答期限 令和5年2月20日(月)
- (4) 参加表明書の受付期間 令和5年2月6日(月)～2月28日(火)午後3時必着
- (5) 参加資格審査結果通知書及び提案書提出要請 令和5年3月6日(月)
- (6) 参加資格無の場合の理由説明受付期限 令和5年3月10日(金)午後3時必着
- (7) 参加資格不適合理由回答 令和5年3月17日(金)
- (8) 提案書の提出期間 令和5年3月6日(月)～3月14日(火)午後3時必着
- (9) プレゼンテーション及びヒアリング実施日 令和5年3月22日(水)
- (10) 審査結果通知及び公表令和5年3月下旬予定
- (11) 非選定説明受付期限及び回答日 令和5年3月下旬予定

※(9)から(11)に関する日時等については決定次第、全提案者に別途通知する。

※上記期間中、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日は閉庁日のため対応しない。また、開庁時間(9:00～17:30)以外の対応は行わない。

5 担当部局

泉南市役所 総合政策部人事課（担当：北野、明石）

〒590-0592 大阪府泉南市樽井1丁目1-1

TEL：072-483-0003（内線3101）

FAX：072-483-0325

メール：jijin@city.sennan.lg.jp

6 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）

②履歴事項全部証明書（写し、3か月以内のもの）

③印鑑証明書（写し、3か月以内のもの）

④委任状（本社以外で取引を希望される場合）

⑤納税証明書（完納証明書又は未納税額のない証明）（写し）

法人の場合 ・法人税並びに消費税（様式その3の3）

・都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）

個人の場合 ・申告所得税並びに消費税（様式その3の2）

・都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）

※本社以外で取引を希望される場合、本社および委任先の都道府県税で未納がない旨記載の証明書（未納がない証明が発行されない都道府県税については、直近2年分の法人事業税納税証明書）を提出してください

⑥暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号）

※②～⑥は泉南市入札参加資格審査等に関する要綱（平成13年7月2日制定）に基づく令和4年度入札参加資格がない場合に提出すること

⑦財務書類又はこれに類する書類

ア 直近3年の損益計算書及び貸借対照表、直近の決算報告書等。

⑧会社の概要資料（パンフレット等）

⑨「3参加資格」（6）の要件を満たすことを証する書類（契約書類の写し等）

⑩参加資格審査結果通知書返信用封筒（表に参加表明者の住所及び名称を記載し、404円切手を貼った長形3号封筒）

(2) 提出期限

令和5年2月28日（火）午後3時まで

(3) 提出場所

「5担当部局」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(5) 参加資格審査結果通知書及び提案書提出要請

参加表明書の内容を確認の後、令和5年3月6日（月）に参加表明者全員へ参加資格確認結果を文書および電子メールで通知する。なお、参加資格が確認された参加者（以下「提案者」という。）については本通知書をもって提案書提出要請とする。

(6) 参加資格を有さない場合の説明要求

参加資格が「無」との通知を受け取った参加表明者は、参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和5年3月10日（金）午後3時までに、書面（様式任意）を持参又は郵送により「5担当部局」へ提出すること。なお、郵送の場合は、令和5年3月10日（金）午後3時までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。また、それに対する回答は、令和5年3月17日（金）までに書面にて通知する。

(7) その他留意事項

- ①提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は参加資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- ②参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ③提出された参加表明書は、返却しない。
- ④提出された参加表明書は、参加資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ⑤提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑥参加表明書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑦郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7 提案書の提出手続

(1) 提出書類

①提案書（様式第3号）

- ア 表紙のみ「様式第3号」を使用すること。
- イ 日本工業規格A4版・両面印刷可・長辺綴じ（資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと）
- ウ 業務工程、業務量や業務プロセスの調査方法、支援体制について具体的に記載

すること。

②業務工程表（任意様式）

- ア 本業務の履行のための業務工程表を作成すること。
- イ 各工程における発注者及び受注者の役割を明示すること。

③業務体制表（任意様式）

- ア 本業務に配置する担当者（本業務に精通した者）を記載すること。
- イ 担当者の氏名、所属、役職、業務経歴、保有資格等を記載すること。

④見積書（任意様式）

- ア 見積金額には、消費税及び地方消費税及び仕様書に定める一切の費用を含めること。
- イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積書の上限は「8 提案上限額」に示す金額とする。

⑤業務受託実績書（任意様式）

- ア 提案者が過去5年の間（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に着手、完了した業務）に地方公共団体において実施した同種又は類似する事業の概要が分かるもの（実施件数が分かるように記載すること）。

(2) 提出部数

原本1部、写し13部

(3) 提出期限

令和5年3月14日（火）午後3時まで

(4) 提出場所

「5 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

※郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。

(6) その他留意事項

- ①提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ②提出された提案書は、返却しない。
- ③提出された提案書は、参加資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
- ④提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ⑤提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- ⑥郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

8 提案上限額

本業務の提案上限額は、9,724,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）とする。

なお、7（1）④の見積書の金額が提案上限額を超えた場合、その事業者は失格とする。

9 質問受付について

（1）質問受付期限

令和5年2月13日（月）午後3時まで

（2）提出場所

「5担当部局」のとおり

（3）提出方法

①様式は任意様式とする。

②電子メールにて提出すること（提出期限必着）。なお、ファックス及び口頭（電話等）での質問は受け付けない。

③上記（1）の受付期限外に提出された質問は、一切受け付けないので留意すること。

（4）回答方法

当該質問者に対し、電子メールにて回答書を送付する。ただし、全事業者に係る質問への回答については、泉南市ウェブサイト（<https://www.city.sennan.lg.jp/>）において公表する。（質問者の事業者名は公表しない。）なお、質問に対する回答は、要領、仕様書、審査基準等への追加又は修正とみなす。

上記の回答は、令和5年2月20日（月）午後5時までに行う。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）実施予定日

令和5年3月22日（水）

（2）所要時間（準備時間を除く）

プレゼンテーション：30分 ヒアリング：15分 合計45分

（3）開催場所

泉南市役所もしくは市内の市施設（会場未定）

（4）審査基準

別紙「泉南市業務量調査分析委託業務提案審査基準」を参照のこと。

（5）その他留意事項

①プレゼンテーションの参加人数は、3人までとする。

- ②プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③プレゼンテーションには、「泉南市業務量調査分析委託業務提案審査基準」に記載の内容について重点的に説明を加えること。
- ④プレゼンテーションは、スクリーンに映写し、説明すること。
- ⑤プレゼンテーションに必要な機材等は、プロジェクター及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が1者の場合でも行う。
- ⑦提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑧プレゼンテーション及びヒアリングに関する詳細な情報は、プレゼンテーションに参加する事業者に関別々に通知する。

1.1 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「泉南市業務量調査分析委託業務提案審査基準」に基づき、泉南市業務量調査分析委託業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として選定する。
- (2) 委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 最低基準点は、60点（満点の6割）×参加委員人数とする。全ての提案者の提案内容が最低基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- (4) 受託候補者は、選定委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、最低基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2者以上いる場合、評価結果が同点の場合は選定委員による多数決により決定するものとする。
- (6) 次順位者の繰上げ
受託候補者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、選定委員全員の合計得点が上位であった者から順に、委託契約の締結についての交渉を行うものとする。

1.2 契約

- (1) 仕様書及び受託候補者の提案書の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。
- (2) 契約予定日 令和5年4月上旬予定
- (3) 受託候補者は、本市との契約締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ①債務の不履行により生ずる損害金の支払いを補填する履行保証保険契約を締結した場合
- ②受託候補者が過去2年間の間に本市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本市が承認した場合

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (4) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (7) 提出書類に不備があった場合
- (8) この要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (9) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

1.4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により選定された受託候補者の名称と提案の概要及び選定理由を、契約締結後、速やかに泉南市ウェブサイト（<https://www.city.sennan.lg.jp/>）において公表する。
- (3) 受託候補者として選定されなかった提案者は、非選定の理由について説明を求められることができるものとし、その場合は、別途通知する日時までに、書面（任意様式）を持参または郵送により「5担当部局」まで提出または必着すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到達したことを証するため、配達証明付き郵便とすること。その回答日時についても別途通知する。
- (4) 審査経過及び審査内容については、泉南市情報公開条例（平成11年泉南市条例第17号）等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する問い合わせには、一切応じない。

1.5 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに泉南市条例、規則、規程及び要綱を遵守するものとする。